

風力発電設備の定期安全管理検査制度に おけるインセンティブ措置について (定期安全管理検査制度の運用)

平成28年12月9日

商務流通保安グループ^o

電力安全課

1. インセンティブとして付与する周期の考え方（再検討事項）

- 前回の電力安全小委員会では、インセンティブの周期を最大で6年とし、3年と6年の間に4.5年のインセンティブを設け、よりレベルの高い自主保安体制の構築と運用を目指すという3段階の仕組みを示したところ。
- しかしながら、インセンティブの付与にあたっては、事業者が構築した保守管理体制下での**保守実績**（保守管理体制が維持され、適切なタイミングで適切に検査が実施されていること、重大な事故を起こしていないこと、等）を評価する事が重要。
- 事業者における定期事業者検査の検査周期は、検査項目ごとに設定されており、**最大で3年**。安全管理審査の周期を4.5年とすると、**検査周期と必ずしも一致しないため、保守管理の実績を漏れなく評価することが困難**になる。このため、**保守管理の実績を漏れなく評価**するためには、**3年の周期**で考えるのが望ましいのではないか。
したがって、インセンティブの周期としては、**6年**が妥当ではないか。

○ 2段階のインセンティブ

事業者の保安力水準	定期事業者検査周期	定期安全管理審査受審周期	安全管理審査受審時期
第1段階	3年	検査が終了した時期から 3年 の間	前回の受審時から3年3ヶ月を 超えない時期（※2）
第2段階 （※1）	3年	検査が終了した時期から 6年 の間（※1）	前回の受審時から6年3ヶ月を 超えない時期（※2）

※1:初回の審査においては、インセンティブを付与しない ※2:安全管理審査期間を受審周期から3ヶ月設ける

2. 事業者の保安力水準に関する考え方

- 事業者の保安力水準を評価する項目は、以下2点としてはどうか。
 - ① 事業者の日常的な保守管理体制の充実度。
 - ② 公衆に被害を与えた事故、風力発電設備の倒壊・飛散・火災の事故、もしくはこれらにつながる恐れのある事故（以下重大事故等）の発生の有無。

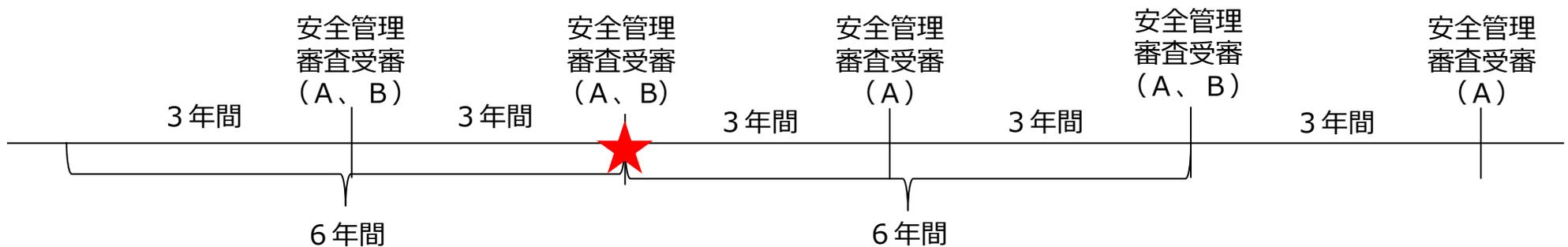
○事業者の保安力水準の審査項目（インセンティブ付与の条件）

	審査する項目	内容
①	日常的な保守管理体制の充実度（収集したデータ活用を含む）	定期事業者検査の方法の解釈で規定する検査の実施に加え、 <u>I o Tや、ビッグデータ（C M S等）</u> を活用した常時監視や予兆の把握など、 <u>事故の未然防止</u> を図る日常的な保守管理体制が構築され、履行されている。（ <u>P D C Aサイクル</u> が機能し、 <u>事故の未然防止</u> ができていると推定される。）
②	重大事故等の有無	重大事故等を起こしていない。（定期事業者検査の方法の解釈に規定する検査項目に該当する設備の損壊事故が対象。ただし、重大事故等に該当しておらず、事業者の保守管理体制に起因しない <u>不可抗力</u> （設計を上回る落雷、突風、故意による被害等）による事故、 <u>火災に至っていない発電機に限られた事故</u> は <u>除く</u> 。）

3. 安全管理審査受審周期の延伸の考え方

- 通知を受ける**審査日以前6年間**に行った審査（当該通知を受ける審査を含む）の**評定結果**において、2. ①、②を満足していると認められた組織は、定期安全管理審査の受審周期を延伸し、**6年のインセンティブ**を与えることとしてはどうか。
- その上で、インセンティブを付与した日以降、重大事故等が発生した場合は、インセンティブを取り消すこととしてはどうか。
- ただし、2. ①に起因しない不可抗力（設計を上回る落雷、突風、他からの飛来物等）による事故の場合は、インセンティブを取り消さないこととしてはどうか。

○参考：定期安全管理審査の受審イメージ



(※) 組織A：インセンティブがない組織 B:インセンティブを付与された組織（★の時点でインセンティブ付与）

4. 関連する規則等の改正について

- 定期安全管理検査制度の施行にあたり、来年4月までに、以下のような関係省令、内規の改正を行う予定。

◇省令

- ・ 電気事業法施行規則：定期安全管理審査制度に風力設備（単機出力500kW以上に限る）を追加し、それに係る検査周期、審査周期等について改正。
- ・ 電気事業法関係手数料規則：風力設備を定期安全管理審査制度に追加することによる審査手数料の改正。

◇告示

- ・ 電気事業法施行規則第七十三条の六第一号の二、第八十三条の二第二号及び第九十四条の五第一号の二に規定する使用前安全管理審査、溶接安全管理審査及び定期安全管理審査を受ける必要がある組織として経済産業大臣が定める件

◇内規類

- ・ 電気事業法施行規則第94条の3第1項第1号及び第2号に定める定期事業者検査の方法の解釈【参考1】
- ・ 発電用風力設備の技術基準の解釈【参考2】